

ID: 484

担当部署: 市立総合病院 医事課 医事係

処分の概要	料金の減免		
例規名 根拠条項	名寄市病院事業診療報酬及び介護報酬徴収条例 第4条		
例規番号	平成29年12月20日条例第37号		
<p>【根拠条文】 (料金の減免) 第4条 管理者は、社会衛生上及び医術研究上必要と認めた患者に対しては、所定料金を減額又は免除することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	令和6年7月31日